

## 滋賀県森林整備地域活動支援交付金交付要綱

|        |         |          |   |   |
|--------|---------|----------|---|---|
|        | 平成 14 年 | 8 月 12 日 | 伺 | 定 |
|        | 平成 17 年 | 4 月 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 19 年 | 7 月 27 日 | 改 | 正 |
|        | 平成 21 年 | 4 月 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 21 年 | 5 月 29 日 | 改 | 正 |
|        | 平成 23 年 | 4 月 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 24 年 | 3 月 30 日 | 改 | 正 |
|        | 平成 25 年 | 4 月 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 26 年 | 4 月 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 27 年 | 4 月 9 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 29 年 | 4 月 3 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 30 年 | 4 月 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 31 年 | 4 月 1 日  | 改 | 正 |
| (最終改正) | 令和 2 年  | 4 月 1 日  | 改 | 正 |

### (趣旨)

第1条 知事は、適切な森林整備活動を通じて、県土の保全、水源のかん養等の森林の有する多面的な機能を確保するため、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）および林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け林政政第893号農林水産事務次官依命通知）ならびに林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づいて市町が行う交付金の交付に要する経費に対し、予算内の範囲において市町に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (経費および交付金の額)

第2条 前条に規定する経費およびこれに対する交付金の額は、別表に定めるとおりとする。

### (実施計画書)

第3条 市町長は、別記様式第1号による実施計画書を、10月15日までに、2部を知事に提出しなければならない。

### (交付申請)

第4条 市町長は、別記様式第2号による交付申請書を、10月31日までに、1部を知事に提出しなければならない。

### (申請の取り下げ)

第5条 規則第7条第1項に定める申請の取り下げをする期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第6条 市町長は、別表に掲げる重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 市町長は、前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第3号)1部を知事に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第7条 市町長は、規則第15条第2項の規定に基づき、概算払により交付金の交付を受けようとするときは、概算請求書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 市町長は、事業の完了日から起算して1ヶ月を経過した日もしくは交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い期日までに、規則第12条に規定する実績報告書(別記様式第5号)2部を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第9条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要とする書類の提出を求めることができる。

(標準処理期間)

第10条 規則第4条の規定による交付決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して14日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は平成14年8月12日から施行し、平成14年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成17年4月1日に改正し、平成17年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成19年7月27日に改正し、平成19年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日に改正し、平成21年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成21年5月29日に改正し、平成21年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日に改正し、平成23年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成24年3月30日に改正し、平成24年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日に改正し、平成 25 年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日に改正し、平成 26 年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成 27 年 4 月 9 日に改正し、平成 27 年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成 29 年 4 月 3 日に改正し、平成 29 年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日に改正し、平成 30 年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日に改正し、平成 31 年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日に改正し、令和 2 年度分の交付金から適用する。

別表（第2条関係）

| 事業                    | 経費の内容  | 交付金の額   | 重要な変更                              |
|-----------------------|--|---|------------------------------------|
| 森林整備<br>地域活動支<br>援交付金 | 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）別表1のIの2の1の（1）により、市町が協定に基づいて交付金を交付するのに必要な経費 | 県交付金の算定は次式による額以内とする。<br>・実行経費が交付単価以上の場合：交付単価×3/4<br>・実行経費が交付単価未満の場合：<br>$\text{交付単価} \times 1/2 + (\text{実行経費} - \text{交付単価} \times 1/2) \times 1/2$                                  |                                    |
|                       | (1) 「森林経営計画作成促進」<br>に要する経費   | 交付単価<br>(ア) 共同計画等：8,000円/ha、経営委託：38,000円/ha、間伐促進：30,000円/ha<br>(イ) (ア)に対する加算措置として、不在村森林所有者への合意形成活動に必要な経費として14,000円/ha以内を上乗せする。  | 1 事業費の30%を超える増減<br><br>2 事業実施団地の変更 |
|                       | (2) 「森林境界の明確化」<br>に要する経費   | 交付単価<br>(ア) 森林境界の確認：16,000円/ha、森林境界の測量：45,000円/ha<br>(イ) (ア)に対する加算措置として、不在村森林所有者の現地立会等に必要経費として13,000円/ha以内を上乗せする。<br>(ウ) (ア)に対する加算措置として、ICT技術を活用した森林境界の測量等に必要経費として17,000円/ha以内を上乗せする。 |                                    |
|                       | (3) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」<br>に要する経費  | 交付単価<br>(ア) 40,000円/ha  |                                    |

ただし、(1)(イ)を適用する森林は(2)(イ)を、(2)(ウ)を適用する森林は(3)を適用できない。

別記

様式第1号（第3条関係）

年度 森林整備地域活動支援交付金実施計画書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

このことについて、滋賀県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第3条の規定により提出します。

（添付資料）

・別紙様式第1-1号

様式第2号（第4条関係）

年度 森林整備地域活動支援交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、交付金 円の交付を申請します。なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 事業の目的

2 事業計画（実績）およびその内容

(1) 積算基礎森林面積および交付額予定（実績）

(単位：h a、m、円)

| 区 分                                      | 協定締結数          | 積算基礎<br>森林面積 | 測量<br>延長 | 実施<br>予定額<br>(実施額) | 交付<br>予定額<br>(交付額)<br>(A+B+C) | 負担区分     |          |           |
|--|----------------|--------------|----------|--------------------|-------------------------------|----------|----------|-----------|
|  |                |              |          |                    |                               | 国<br>(A) | 県<br>(B) | 市町<br>(C) |
| 森林<br>経営計画<br>作成促進                       | 経営委託           | [ ( ) ]      | /        |                    |                               |          |          |           |
|  | 共同計画等          | ( )          | [ ( ) ]  | /                  |                               |          |          |           |
|  | 間伐促進           | ( )          | [ ( ) ]  | /                  |                               |          |          |           |
|  | 計              | ( )          | [ ( ) ]  | /                  |                               |          |          |           |
| 森林境界<br>の明確化                             | 森林境界<br>の確認    | ( )          | { }      | /                  |                               |          |          |           |
|  | 森林境界<br>の測量    | ( )          | { }      | <b>[ ]</b>         |                               |          |          |           |
|  | 計              | ( )          | { }      | <b>[ ]</b>         |                               |          |          |           |
| 森林経営計<br>画作成・森<br>林境界の明<br>確化に向け<br>条件整備 | 森林経営計<br>画作成促進 | ( )          | /        |                    |                               |          |          |           |
|  | 森林境界の<br>明確化   | ( )          | /        |                    |                               |          |          |           |
|  | 計              | ( )          | /        |                    |                               |          |          |           |
| 合 計                                      |                | ( )          |          |                    |                               |          |          |           |

- 注：
- 「面積」は、小数点以下第2位まで記入し、「測量延長」は、原則整数止めとするが、「1 m」未満となる場合等の小数点以下の記載が必要な場合においては、小数点以下第3位以内を記入する。
  - 「森林経営計画作成促進」における「面積」欄について、森林経営計画を策定することについて書面により森林所有者の合意を得ず現況調査を行いその成果を市町に提供する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 ( ) 書内数で記載する。別表(1)(イ)の表に定める交付単価の加算（不在村加算）が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 [ ] 書内数で記載する。
  - 「森林境界の明確化」の「面積」欄について、別表(2)(イ)の表に定める交付単価の加算（不在村加算）が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 { } 書内数で、別表(2)(ウ)の表に定める交付単価の加算（ICT 技術加算）が適用される森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段 **[ ]** 書内数で記載する。
  - 「森林境界の明確化」の「測量延長」欄について、別表(2)(ウ)の表に定める交付単価の加算（ICT 技術加算）が適用される森林の面積が含まれる場合は、その測量延長を **[ ]** 書内数で記載する。
  - 別表における(1)(イ)を適用する森林は(2)(イ)を、(2)(ウ)を適用する森林は(3)を適用できない。
  - 「協定締結数」は、該当メニューの協定締結数を記入する。なお、複数のメニューを含む協定は、「区分」欄において最上段にあるメニューのみ裸書の数字を、それ以外のメニューは( )内に記載する。

(2) 協定の締結予定（実績）

| 区 分                           |       | 協定締結数 | 備考 |
|-------------------------------|-------|-------|----|
| 森林経営計画作成<br>促進                | 共同計画等 |       |    |
|                               | 経営委託  |       |    |
|                               | 間伐促進  |       |    |
| 森林境界の明確化                      |       |       |    |
| 森林経営計画作成・森林境界の明<br>確化に向けた条件整備 |       |       |    |

※備考欄には協定地区名を記載し、各区分と重複する地区名は最上段にある地区名のみ裸書とし、  
以下は（）内に記載する。

3 事業完了（予定）年月日



#### 4 収支予算（精算）

##### (1) 収入の部

| 区 分  | 予算額 | 精算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|------|-----|-----|-------|-----|
| 県交付金 | 円   | 円   | 円     |     |
| 市町費  |     |     |       |     |
| その他  |     |     |       |     |
| 計    |     |     |       |     |

※1 ※2

##### (2) 支出の部

| 区 分                   | 予算額 | 精算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|-----------------------|-----|-----|-------|-----|
| 森林整備<br>地域活動<br>支援交付金 | 円   | 円   | 円     |     |
| その他                   |     |     |       |     |
| 計                     |     |     |       |     |

※2 ※3

※1 県交付金の算定は次式による額以内とする。

・実行経費が交付単価以上の場合：交付単価×3/4

・実行経費が交付単価未満の場合：交付単価×1/2+(実行経費-交付単価×1/2)×1/2

※2 実行経費の全てを記載し、その他には交付単価超過分の金額を記載する。

※3 備考欄にはその他の負担区分(「地元負担」等)を記載する。

様式第3号（第6条第2項関係）

年度 森林整備地域活動支援交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森林整備地域活動支援交付金について、変更し、[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、滋賀県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第6条第2項の規定に基づき申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更のない場合は [ ] の部分を除くこと。

記

注 交付金等交付の決定に係る内容および経費の配分ならびに変更後の内容および経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分および収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

様式第4号（第7条関係）

年度 森林整備地域活動支援交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森林整備地域活動支援交付金  
について、別紙により金 円を概算払いにより交付されたく請求します。

別紙

森林整備地域活動支援交付金 概算払明細書

年 月 日現在

| 区 分                                       | 交付金の<br>交付に要<br>する経費<br>(円) | 交付金<br>(A)<br>(円) | 交付金中割<br>相当額<br>(円) | 既受領額<br>(B) |            | 今回請求額<br>(C) |                               | 残額<br>(A) - (B) - (C) |                               | 事業完了<br>予 定<br>年 月 日 | 備 考 |
|---|-----------------------------|-------------------|---------------------|-------------|------------|--------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|----------------------|-----|
|   |                             |                   |                     | 金 額<br>(円)  | 出来高<br>(%) | 金 額<br>(円)   | 月 日<br>まで<br>予定<br>出来高<br>(%) | 金 額<br>(円)            | 月 日<br>まで<br>予定<br>出来高<br>(%) |                      |     |
| 森林経営計<br>画作成促進                            | 経営委託                        |                   |                     |             |            |              |                               |                       |                               |                      |     |
|   | 共同計画等                       |                   |                     |             |            |              |                               |                       |                               |                      |     |
|   | 間伐促進                        |                   |                     |             |            |              |                               |                       |                               |                      |     |
| 森林境界の<br>明確化                              | 森林境界の確認                     |                   |                     |             |            |              |                               |                       |                               |                      |     |
|   | 森林境界の測量                     |                   |                     |             |            |              |                               |                       |                               |                      |     |
| 森林経営計<br>画作成・森林<br>境界の明確<br>化に向けた<br>条件整備 | 森林経営計画作<br>成促進              |                   |                     |             |            |              |                               |                       |                               |                      |     |
| 計   |                             |                   |                     |             |            |              |                               |                       |                               |                      |     |

注 請求の理由を備考欄に記入すること。

年度 森林整備地域活動支援交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森林整備地域活動支援交付金について、下記のとおり事業を実施したので、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定によりその実績を報告します。

記

- 注 1 記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載事項に準じる。また、別紙様式第1-1号（第3条関係）による実績表を添付すること。
- 2 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領別表1のIの2の1の（2）の⑤のアに規定する対象行為の実施結果を踏まえた報告書の写しを添付すること。

別記様式第1-1号（第3条関係）

(1) 「森林経営計画作成促進」または、「森林経営計画作成促進」と「森林境界の明確化」「条件整備」を併せて実施する森林

| 協定<br>団地名等 | 協定期間<br>(実施年度)<br>※注4 | 協定面積<br>(少数点<br>以下第<br>2位まで)<br><br>(ha) | 森林経営計画作成促進     |               |                |   | 森林境界の明確化       |                |                                       |   | ⑨ ※注3<br>森林経営計画<br>作成に向けた<br>条件整備 | 既<br>交<br>付<br>金<br>額 | 既<br>交<br>付<br>年<br>度 | 今年度<br>交付<br>(予定)<br>額 | 備<br>考 |                |
|------------|-----------------------|--|----------------|---------------|----------------|---|----------------|----------------|---------------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|--------|----------------|
|            |                       |  | ①<br>経営委託型     | ②<br>共同計画等    | ③<br>間伐促進      | ④ ※注2<br>①～③のうち、<br>不在村者への<br>働きかけを行う面積 | ⑤<br>森林境界の確認   | ⑥<br>森林境界の測量   | ⑦ ※注2<br>⑤⑥のうち、<br>不在村者が現地立会<br>を行う面積 | ⑧ ※注3<br>⑤⑥のうち、<br>ICT技術を活用して<br>境界の測量を行う面積 |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  | (上限38,000円/ha) | (上限8,000円/ha) | (上限30,000円/ha) | (加算上限14,000円/ha)                        | (上限16,000円/ha) | (上限45,000円/ha) | (加算上限13,000円/ha)                      | (加算上限17,000円/ha)                            |                                   |                       |                       |                        |        | (上限40,000円/ha) |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            |                       |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |
|            | 合計                    |  |                |               |                |   |                |                |                                       |   |                                   |                       |                       |                        |        |                |

注1 新規協定締結分については、備考欄に「新規」と記入すること。  
 注2 ④を適用する森林は、⑦を適用できない。  
 注3 ⑧を適用する森林は、⑨を適用できない。  
 注4 最長3ヵ年で実施可能

別記様式第1-1号(第3条関係)

(2)「森林境界の明確化」または、「森林境界の明確化」と「条件整備」を併せて実施する森林

| 協定団地名等 | 協定期間<br>(実施年度)<br>※注3 | 協定面積<br>(少数点<br>以下第<br>2位まで)<br><br>(ha) | 森林境界の明確化       |                |                                    |   | ⑭ ※注2<br>森林境界の明確化に向<br>けた条件整備 | 既<br>交付<br>金額 | 既<br>交付<br>年度 | 今年度<br>交付<br>(予定)<br>額 | 備<br>考 |
|--------|-----------------------|--|----------------|----------------|------------------------------------|---|-------------------------------|---------------|---------------|------------------------|--------|
|        |                       |  | ⑩<br>森林境界の確認   | ⑪<br>森林境界の測量   | ⑫<br>⑩⑪のうち、<br>不在村者が現地立会<br>を行った面積 | ⑬ ※注2<br>⑩⑪のうち、<br>ICT技術を活用して<br>境界の測量を行う面積 |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  | (上限16,000円/ha) | (上限45,000円/ha) | (加算上限13,000円/ha)                   | (加算上限17,000円/ha)                            |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        |                       |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |
|        | 合計                    |  |                |                |                                    |   |                               |               |               |                        |        |

注1 新規協定締結分については、備考欄に「新規」と記入すること。

注2 ⑬を適用する森林は、⑩を適用できない。

注3 最長3ヵ年で実施可能

# 森林整備地域活動支援事業事務取扱要領

|        |         |     |      |   |   |
|--------|---------|-----|------|---|---|
|        | 平成 14 年 | 9 月 | 9 日  | 伺 | 定 |
|        | 平成 16 年 | 4 月 | 13 日 | 改 | 正 |
|        | 平成 17 年 | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 19 年 | 7 月 | 27 日 | 改 | 正 |
|        | 平成 20 年 | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 21 年 | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 21 年 | 5 月 | 29 日 | 改 | 正 |
|        | 平成 22 年 | 4 月 | 20 日 | 改 | 正 |
|        | 平成 23 年 | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 24 年 | 4 月 | 2 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 25 年 | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 26 年 | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 27 年 | 4 月 | 9 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 29 年 | 4 月 | 3 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 30 年 | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |
|        | 平成 31 年 | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |
| (最終改正) | 令和 2 年  | 4 月 | 1 日  | 改 | 正 |

## 1 対象事業

森林整備地域活動支援事業（森林整備地域活動支援交付金(以下「交付金」という)、  
森林整備地域活動支援推進交付金(以下「推進交付金」という)）

## 2 交付事務

- (1) 前項の対象事業の指導および交付金、推進交付金の交付事務は、森林整備事務所長（高島市に係るものにあつては西部・南部森林整備事務所高島支所長。以下「森林整備事務所長等」という。）が行うものとする。
- (2) 琵琶湖環境部長は、森林整備事務所長等へ交付金および推進交付金の割当と予算の令達を行う。
- (3) 森林整備事務所長等は、次の交付金および推進交付金の交付事務を行う。
  - ア 滋賀県森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成 14 年 8 月 12 日付け滋林緑第 742 号琵琶湖環境部長通知。以下「県交付要綱」という。）第 3 条に定める森林整備地域活動支援交付金実施計画書（以下「交付金実施計画書」という。）および林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政経第 349 号林野庁長官通知 以下「林業成長産業化交付金実施要領」という。）別表 1 の I の 2 の 1 の（2）の④のイに定める森林整備地域活動支援対策交付金市町村推進事務実施計画書（以下「推進交付金実施計画書」という。）の提出期日を管内の実情に応じて決定し、市町長に提出させ、受理すること。
  - イ 琵琶湖環境部長から令達のあつた予算の範囲内において、管内の市町長別に交付金および推進交付金の配分額を決定し、内示をすること。
  - ウ 滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号）に基づき、知事が別に定める交付金および推進交付金の交付申請書の提出期日を管内の実状に応じて決定し、市町長に通知すること。
  - エ 交付金および推進交付金の交付申請書を審査し、市町長に交付金および推進交



付金の交付を決定し、市町長に通知すること。  
オ 実績報告書を審査のうえ、額の確定を行い、市町長に通知すること。

### 3 報告

- (1) 森林整備事務所長等は、市町長から交付金実施計画書および推進交付金実施計画書の提出があった時は、琵琶湖環境部長へ報告するものとする。
- (2) 前号の書類には、実施計画書を1部添付するものとする。
- (3) 森林整備事務所長等は交付金および推進交付金を確定した時は、別記様式第1号により、琵琶湖環境部長へ報告するものとする。
- (4) 前号の書類には、実績報告書を1部添付するものとする。

### 4 前項までに定めるもののほか、交付金および推進交付金の交付手続きに関しては、次に掲げる書類を作成するものとする。

- (1) 交付金（推進交付金）の内示の通知（別記様式第2号）
- (2) 交付金の交付決定の通知（別記様式第3号）
- (3) 推進交付金の交付決定の通知（別記様式第4号）
- (4) 交付金および推進交付金の額の確定の通知（別記様式第5号）
- (5) 交付金および推進交付金の変更承認通知（別記様式第6号）

### 5 その他

- (1) 事業主体は、交付対象者の消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があることが確定した場合には、別紙様式によりその金額等を知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- (2) 市町が行う事務の詳細は林業成長産業化交付金実施要領および県交付要綱に定めるところにより実施し、森林整備事務所長等はこれが適正に実施されるよう指導を行う。

付 則

この要領は平成14年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成16年4月13日に改正し、平成16年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成17年4月1日に改正し、平成17年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成19年7月27日に改正し、平成19年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 20 年 4 月 1 日に改正し、平成 20 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 21 年 4 月 1 日に改正し、平成 21 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 21 年 5 月 29 日に改正し、平成 21 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 22 年 4 月 20 日に改正し、平成 22 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日に改正し、平成 23 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 24 年 4 月 2 日に改正し、平成 24 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 25 年 4 月 1 日に改正し、平成 25 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 26 年 4 月 1 日に改正し、平成 26 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 27 年 4 月 9 日に改正し、平成 27 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 29 年 4 月 3 日に改正し、平成 29 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日に改正し、平成 30 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日に改正し、平成 31 年度事業から適用する。

付 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日に改正し、令和 2 年度事業から適用する。

琵琶湖環境部長

森林整備事務所長

令和 年度 森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援推進交付金）  
の額の確定について（報告）

このことについて、下記のとおり額の確定をしたので、森林整備地域活動支援事業事務  
取扱要領第 3 の(3)の規定により報告します。

記

| 市町名 | 年月日<br>番 号 | 区 分                               | 交付金<br>(推進交付金)<br>交付額 | 事業に要する経費 |            |            |            | 備<br>考 |
|-----|------------|-----------------------------------|-----------------------|----------|------------|------------|------------|--------|
|     |            |                                   |                       | 経 費      | う ち<br>国 費 | う ち<br>県 費 | う ち<br>市町費 |        |
|     |            | 交付金（推進交付金）                        | 円                     | 円        | 円          | 円          | 円          |        |
|     |            | 森林経営計画作成促進                        |                       |          |            |            |            |        |
|     |            | 森林境界の明確化                          |                       |          |            |            |            |        |
|     |            | 森林経営計画作成・<br>森林境界の明確化<br>に向けた条件整備 |                       |          |            |            |            |        |
|     |            | 計                                 |                       |          |            |            |            |        |

市町長 様

森林整備事務所長 印

令和 年度 森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援推進交付金）  
の内示について（通知）

このことについて、森林整備地域活動支援事業事務取扱要領第2の(3)のイの規定により、下記のとおり内示します。

なお、滋賀県補助金交付規則第4条の規定により、令和 年 月 日までに交付金（推進交付金）交付申請書を提出してください。

記

| 市町名 | 区 分                                   | 交付金<br>(推進交付金)<br>既内示額 | 交付金<br>(推進交付金)<br>今回内示額 | 事業に要する経費 |            |            |            | 備考 |
|-----|---------------------------------------|------------------------|-------------------------|----------|------------|------------|------------|----|
|     |                                       |                        |                         | 経 費      | う ち<br>国 費 | う ち<br>県 費 | う ち<br>市町費 |    |
|     | 交付金<br>(推進交付金)                        | 円                      | 円                       | 円        | 円          | 円          | 円          |    |
|     | 森林経営計<br>画作成促進                        |                        |                         |          |            |            |            |    |
|     | 森林境界の<br>明確化                          |                        |                         |          |            |            |            |    |
|     | 森林経営計画<br>作成・森林境界<br>の明確化に向<br>けた条件整備 |                        |                         |          |            |            |            |    |
|     | 計                                     |                        |                         |          |            |            |            |    |

市町長 様

滋賀県知事 印

令和 年度 森林整備地域活動支援交付金の(変更)交付決定について (通知)

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度森林整備地域活動支援交付金(以下「交付金」という)については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

記

- 1 交付金の交付対象は令和 年 月 日付け第 号で申請のあった交付金とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 令和 年度に県が貴市町へ交付する交付金の額については、次のとおりとする。  
ただし、交付金の内容が変更された場合における交付金の額については、別に通知することによるものとする。

(変更後の)交付金の額 金 円

- 3 交付金の経費の配分は、申請書記載のとおりとする。
- 4 交付金の交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 交付金に係る法令、通知、規則等に従わなければならない。
  - (2) 交付金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出について証拠書類を交付金の交付終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - (3) (1)の条件に違反したときには、交付金の全部または一部を返還させることがある。

市町長 様

滋賀県知事 印

令和 年度 森林整備地域活動支援推進交付金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度森林整備地域活動支援推進交付金(以下「推進交付金」という)については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

記

1 推進交付金の交付対象は令和 年 月 日付け第 号で申請のあった推進交付金とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 令和 年度に県が貴市町へ交付する推進交付金の額については、次のとおりとする。  
ただし、事業の内容が変更された場合における推進交付金の額については、別に通知することによるものとする。

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 推進交付金に要する経費 | 金 | 円 |
| 推進交付金の額     | 金 | 円 |

3 推進交付金の経費の配分は、申請書記載のとおりとする。

4 推進交付金の額の確定は、次のとおりとする。  
推進交付金事業に要した実支出額に2分の1を乗じて得た額と、配分経費に対応する推進交付金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。

5 推進交付金の交付の条件は、次のとおりとする。

- （1）推進交付金に係る法令、通知、規則等に従わなければならない。
- （2）推進交付金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出について証拠書類を推進交付金の交付終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- （3）（1）の条件に違反したときには、推進交付金の全部または一部を返還させることがある。

市町長 様

滋賀県知事 印

令和 年度 森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援推進交付金）  
の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で実績報告の提出があった令和 年度森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援推進交付金）については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 交付決定額 | 金 | 円 |
| 確定額   | 金 | 円 |

番 号  
年 月 日

市町長 様

滋賀県知事 印

令和 年度 森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援推進交付金）  
の変更の承認について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援推進交付金）変更承認申請については、申請のとおりこれを承認する。

なお、滋賀県補助金等交付規則第3条に基づく交付金（推進交付金）交付申請書を令和 年 月 日までに提出して下さい。



別紙様式

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

令和 年 月 日付け 第 号により額の確定通知があった森林整備地域活動支援交付金について、森林整備地域活動支援事業事務取扱要領5の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |                           |   |   |
|---|---------------------------|---|---|
| 1 | 令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額  | 金 | 円 |
| 2 | 消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 要交付金返還対象額                 | 金 | 円 |

(注) 任意の様式により、2に係る金額の積算の内訳等を添付すること。